

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-02-07

なし

(発行年 / Year)

1910

申五十七〇号

客月百付内西月三ノ号ヨリ法典調査
ノ為ツ各地方ノ土地建物税借ノ数全量
ニハ慣例取調書申付送付ノ義ニ付以通
牒ニ依リ各府管内ノ慣例取調書宜
紙ノ通ニ有之及官下紙以計表ニ依
申進也

明治三十二年八月廿八日 事務局事務官 齋藤 印

内務書記官 齋藤

内務省

敷金の関する問題の對する者申す

第一不動産の代金借に供するより代金主に敷金と
するの慣例アリヤ

市内に於て家屋の代金借に供する敷金が入る
の慣例に比し土地の代金借に供する或は特種ノ
モノノ外敷金が入る

町村に於て概して土地の家屋の代金借に敷金が入
るの慣例に比し或は商業地等に在るに稀ニ
家屋に敷金が入るモノアリ

第二敷金に家屋貸借の場合限るに於て其地
域の地等ノ貸借に敷金が入るの慣例アリヤ

前項の如く解するべし

第三敷金の預り主は其利子ヲ拂フノ慣例アリヤ

第四

敷金ハ利子ヲ拂フノ慣例ナシ
敷金ハ入目ノ如何

敷金ハ家産借賃ノ不拂ノ場合に於テ之ヲ

補償セシムル目的ナリ

第五

貸主ハ敷金差クハ其利子ヲ以テ若何ノ不拂

其他損失ヲ補償等ニ當ルニトモナラズヤ

敷金ハ借賃ノ不拂ノ時補償ニ當ルルヲ善

通トス但特ニ整約ヲ結ビ敷金ヲ以テ他

ノ損失ヲ補償セシムルナリ

第六 貸借満期ニ至リ借主未タ其義務ノ在満

シテハサレモ貸主ハ敷金ヲ返送スルノ慣例ナシヤ

義務ノ在満ヲ了セハ返送セザルノ慣例ナリ